

栃木市立千塚小学校 いじめ防止基本方針 (アンダーライン部分：H29年度改定点)

平成29年度の栃木市いじめ防止基本方針改定に伴い、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、栃木市立千塚小学校いじめ防止基本方針を以下に定める。

1 いじめの定義と基本的心構え

(1) 本基本方針におけるいじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめの解消」とは、①いじめに係る行為が3か月以上止んでいる、②いじめられた児童が心身の苦痛を感じていない、の2つの要件が満たされているものをいう。

(2) いじめ事案に対する教職員の基本的心構え

上記のいじめに対して、全教職員が「いじめは許さない」という心構えを常に持ち、学校全体でいじめ事案に対応する。その際、いじめられた児童を守るという観点から、いじめられた児童の立場に立った指導を行うことを基本とする。また、「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢やいじめ防止に対する取組を積極的に公表するとともに、学校評価項目に位置づける。

2 いじめ相談・通報の窓口

いじめ事案に関する学校への相談や通報の窓口は教頭が担う。また、担任はいじめが疑われる事案を把握した場合、速やかに校長・教頭に報告する。このことにより情報を集約化し、学校全体で対応する体制作りを行う。

3 いじめの未然防止

いじめ事案を未然に防ぐことは重要である。いじめ防止年間指導計画に基づき、以下の実践を通していじめ事案の未然防止に努める。

(1) 児童指導の徹底

学校や社会のルールを守れない集団ではいじめが起きやすい。集団生活の基本である、挨拶や廊下の歩き方、授業の受け方などの指導を継続して行い、ルールを守って生活することの大切さを児童に徹底させる。なお、教職員の不適切な言動が、いじめを助長することがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 教育相談の充実

学校生活への不安や不適應感がいじめにつながることもある。児童一人一人の思いを教職員が丁寧に聞くことで、児童は不安や不適應感を解消することができ、教職員との絆を深めることができる。年3回の教育相談週間はもとより、日常的に教育相談を実施することで、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。

また、下記の電話相談が利用可能なことを、機会をとらえて保護者や児童に伝える。

- ・ 栃木市あったか電話 21-2478
- ・ 市青少年育成センターいじめ相談電話 24-0667
- ・ 下都賀教育事務所いじめ・不登校等対策チーム 23-3782
- ・ 家庭教育ホットライン(保護者対象) 028-665-7867
- ・ いじめ相談さわやかテレフォン(児童対象) 028-665-9999
- ・ 栃木いのちの電話 028-643-7830

(3) 道徳教育の重視

いじめ事案の未然防止には、他者と共によりよく生きようとする道徳的実践意欲を児童に身に付けさせることが重要である。道徳教育を重視し、全教育活動を通して道徳教育を行うことで、児童の道徳的実践意欲を高めさせる。また、児童会を中心とした、児童が主体的にいじめについて考え、議論し、実践する活動を指導・支援する。

(4) 特別支援教育の重視

特に配慮が必要な児童については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの早期発見と対応

早期発見と早期対応がいじめ事案の解決には必要である。いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細なことであってもいじめではないかとの疑いをもって、以下の取組を通して、早期発見と早期対応に努める。

(1) 早期発見

- ・いじめアンケート、教育相談アンケートなど各種アンケートの実施。
- ・教育相談週間の実施、日常的な教育相談の実施。
- ・日々の全教職員の見取りと職員会議における情報交換。

(2) 早期対応

- ・児童指導戦略会議の招集

学校長をはじめとする関係教職員の参加する「児童指導戦略会議」を開き対応策を協議する。必要に応じて市教育委員会の臨床心理士などの専門家を要請し、専門的立場から助言をいただく。

- ・職員会議や朝の打合せで情報を共有化し対応

児童指導戦略会議の決定事項は、朝の打合せや職員会議で全教職員に知らせ、全校体制で指導に当たる。

- ・保護者との協力体制の確立

担任は、いじめ事案に関係する保護者に協力を求め、いじめられた児童を守る体制を家庭と連携して作る。その際には、担任を支える体制を児童指導戦略会議であらかじめ話し合っておく。

- ・報道機関への対処

いじめ事案について報道機関の動きが見られる場合には、下記重大事態であるか否かを問わず、教頭を窓口として、速やかに市教育委員会に報告する。また、報道機関からの問合せの窓口は教頭に一本化する。

5 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条の重大事態に該当すると学校長が判断した事案については、教頭が外部との窓口となり市教育委員会に報告するとともに、必要に応じ栃木警察署等の関係機関に連絡し、援助を求める。

いじめ防止対策推進法第28条第2項に係る事案の市教育委員会への報告は、断続して30日欠席することを待たずに、早い段階で市教育委員会に第一報として報告することを検討する。